

## 平成26年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月4日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	総務課長補佐 遠山一郎	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前11時00分

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから12月4日、本日の会議を開きます。  
報告します。武重建設課長、所用のため、遅刻の届けが出ております。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第80号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。

一般給与の改定をするということで、何年ぶりの給与改正ということではありますが、報告の中で、県人事委員会が勧告を受けてということで説明がありましたけれども、あくまでも県人事委員会の勧告については県職員の勧告であって県職に当てはめると、こういう解釈でいるわけですが、当然、町が人事委員会とか、こういう民間企業の給与調査をした上で町独自の給与表を作成するという業務については大変困難を要するというので、各市町村も国並びに県の人事院勧告、それから県の人事委員会の勧告を受けて、それらを県職の職員の給与を準用して町が給与改正をすると、こういう基本的な考え方でいいのかどうか、1点です。

それから2点目ですが、今回の財源の関係で、570万円ほどの増額ということで説明があったかと思うんですが、これで補正額の給与の、給与改正に伴う給与改定が106万6,000円、給与手当が、職員の手当が361万4,000円と、こういう資料が添付されて、その合計が468万円という数字になるわけですが、この570万円と468万円の差額分については、どこの資料を見ればよいのか、ご説明をいただきたいと思います。

もう一点は、給与表の関係で、現在は一般給与の関係については、行政1表ということで該当させ、なお改定、この載っている医療職の関係についてと、それから条例の中には、行政2表ということであるかと思うんですが、その辺のところ含めて。

なお、行政2表は多分、町のところで当てはめていないということだろうと。それが条例に載っているということですので、その辺の説明もお願いをいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 森本議員、予算の金額のあれは、一般会計の補正のほうでもいいですか。

2番（森本信明君） はい。

議長（滝沢寿美雄君） じゃあ、それは抜かして、ほかの2点でね、はい。笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） はい、お答えいたします。

議員さん、おっしゃられるとおり、町独自の給与体系というのはなかなか難しい部分がございます、従来から国、県等のものを基準につくってきております。

そんな中で、今回の人勧につきましては、県の人事委員会の勧告を使うということで進めてきております。国でも同じように、全国1万数千件の民間企業の給与調査をする中で人勧を出しておりますけれども、県も長野県内独自で県内企業の給与ベースを調査をして勧告をしているという中で、より私たちっていいですか、立科町に近いところを基準に、県の人事委員会の勧告を使っているということでございます。

それからもう一点、給料表の関係ですけれども、条例2表につきましては、確かに条例上まだ生きておりますけれども、当町には該当する職員がいないということで、今回の改正もしてございませぬし、適用もしてないということでお願いをしたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑は。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 続いて、その給与改定の関係に伴って、当然、給与については労使交渉の中で決まるということは基本的な考え方があるかと思うんですが、今回の給与改定について、職員労働組合から給与改定の要望というか、引き上げについての交渉がなされたのか。要望があったのか、交渉がなされたのか、その辺にお聞きをしたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 今、労使交渉があったのかというようなご質問でございますけれども、組合のほうから賃金等についての要望ございました。それで、町と労働組合で2回交渉を持ちまして合意に至っておるということで、組合側からの県の人事委員会の勧告を重視してやってくださいという強い要望がございました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） はい、10番、宮下です。

再任用について説明があったんですけども、当町で今、再任用は何人おられるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。

現在、再任用の職員は4名でございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これ……。笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 大変申しわけありません。今、4名と申し上げましたが、5名でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第81号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 議案第81号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第82号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 議案第82号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第83号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4 議案第83号 立科町陣内森林公園条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

陣内森林公園条例に関して、提案説明がさらっと説明されましたので、内容を詳しく吟味させていただきました。この中の利用料金について、今回、陣内森林公園の指定管理者制度、指定管理者ができるという条項に変更するわけですが、指定管理者が利用料金を弾力的に定められるという非常にすばらしい内容にはなっておるとは思います。

ただ、この条例の構成が、非常に苦労してつくられたものがうかがえて、何かわかりにくい条例になっている。その一つの事例として、この陣内森林公園の条例を見る場合に、もう一つ、やはり同じように指定管理者としての条例を観光施設条例、これも今回あわせて条例提案されました。観光施設条例の条例の組み立て方と、この陣内森林公園の条例の組み方、大きな違いが1つあるんです。それは使用料、使用料というものを指定管理者にしない場合の使用料というものは、観光施設条例ではぴちっと決まってるわけです。ところが、陣内森林公園の場合には、その条例が、条項が変わってしまう。変わってしまうっていうのは、指定管理者になったときには、使用料ということじゃなくて利用料金という形に変更してしまうという、そういう何か、条例構成が全然違う形で今回出されてます。

詳しくは、もう少し説明をすればよろしいんですけども、要は、この条例だけでは見てもわからない部分があるんですけど、改正の第5条第4項で、利用料金を指定管理者が定められるというふうになっております。

ところが、その利用料金は、第10条の「使用料の部分の範囲内で」というふうになっておるわけですね。ところが、それを指定管理者がする場合は、その第10条というのは利用料金となって、この定められた使用料も利用料金になってしまうんです。利用料金というのが2つ、この条例の中に出てきてしまう。わかりますかね。

その利用料金が2つ出てきてるものを、どちらを納入するんだというところが、この条例は非常に不明確なものであると。

ところが、観光施設条例は、使用料は使用料として読みかえをしない。指定管理者になった場合でも、それは読みかえをしないで、その使用料をもとに、その範囲内で指定管理者がしっかりと料金を定め、徴収できるという条例構成になってるんです。

そういう意味合いで、両方の条例を今回議案提案されている中で、全く整合性のとれない条例をつくるというのは、私としてはちょっと問題であろうと。同時の提案で、同じ指定管理者を指定するという内容の中で、内容が違うというのは少し問題であろうということで、そこについては指摘だけしておきます。指摘だけしときます。

それと、第8条第2号に、利用の許可ってのがあるんですね。これは、「森林公園の管理上、支障を及ぼさないと認める場合に限り、その使用について許可を与えることができる」と。できる規定なんです。これは公の施設であって、基本的には誰でもが使用できるのが前提であろうと。第9条で、使用の制限を設けているわけですね。だけれども、公の施設だけれども、こういうものについては使用の制限を第9条でやっておると。

したがいまして、この第8条は「許可を与えることができる」ということじゃなくて、「許可をするものとする」というふうにすべきだろうと。これの条例との整合性は立科町の都市農村交流施設、これも指定管理者の条例になっておりますけども、そちらのほうは、「できる」ではなくて「するものとする」というふうにしてあります。

ですから、それぞれの条例の整合性が全くとれてないというのが、この立科町の今までずっと経緯されてきた条例であると。

したがいまして、ここについてもやはり、修正するかしないかは検討すべきであろうというふうなことも、これも指摘しておきます。

第9条の使用の制限、その2号で、第9条の使用の制限は「次の各号のいずれかに該当するときは使用の許可を拒否し、その他必要な措置を講ずることができる」と規定してるんですね。その第2号、「管理上、支障があると認められるとき」っ

ていうのが規定されてるんです。

だけでも、上の第8条は、使用の許可条件は「管理上、支障を及ぼさないと認める場合に限る」という形にしてるわけですよ。もう管理上支障を及ぼさないというの限ったものに許可を出しておるわけですよ。この第9条の使用の制限の「管理上、支障があると認めるとき」なんて、これ、あり得ないんです。使用の許可を拒否するっていうの。もう前段で拒否してるはずなんです。こういう余分な号は必要ないだろう。

それで、都市農村交流施設の使用の制限っていうのは、使用中の、使用中ですね、利用をされている最中の制限を加えてるんです。だけど、今回のこの陣内森林公園の使用の制限っていうのは、使用する前、許可をするに当たっての使用制限なんですよ。

だから、これはやっぱり都市農村交流センターと同じように、使用中の使用制限、何か悪いことしたら拒否できますよだとかいうふうに条例構成しないと、やはりやりにくい条例になってしまうんじゃないかなというふうに思います。

これは指摘という形でしときます。この指定管理者の定めるに根幹的な問題ではありませんので指摘をしておきますけども、いまだ例規集が立科町ホームページに記載されてないという、非常に条例上いろんな問題があるということですから、ぜひ年度末まで、3月末までには直すべきところは直すという姿勢で、よく検討をしていただきたいなということだけ、ご指摘だけさせていただいております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第5 議案第84号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第84号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

所感ですので詳しい質問をいたしませんけども、1つだけ、理事者もおられますので、確認ということで質問させていただきます。

この条例の中に施設がたくさんあるわけですが、その施設をひっくるめて施設という、観光施設いろんな施設をあるのを総じて施設という形で条例上、構成してるんですね。指定管理者にする場合は、その施設を指定管理者としてできるという構成になってるわけですが、それぞれ分断した形での指定管理者にするのか。この条例見ると誤解を招くのは、全てまとめて施設として指定管理者にするのか。

この解釈っていうのは、これ、この条例からではなかなか読み取りにくいわけですね。条例上、言ってることわかりますかね。わかりますね。

これは、それぞれ分断した形で指定管理者とするというお考えの条例という形で作られてるか。まとめてやられてるか。これは1件。

それからもう一つ。9月のときの立科町の公有財産の問題で質問をしましたけども、今回も三本松のテニスコートについては何ら変更してないと。実態のない三本松のテニスコートが、この条例上、残っている。この観光施設条例を今、改正するならば、その部分については、実態のないものについては何らかの形で措置をすべきじゃないかなというふうに思うわけです。

それについてはどのようにお考えなのかだけ、理事者もおられますので観光課長、観光課長には、まず初めのことについては、まずはお伺いしたいと思いますけど。

**議長（滝沢寿美雄君）** 今井観光課長。

**観光課長（今井一行君）** はい、お答え申し上げます。

指定管理にする施設の考え方でございますけれども、6つの施設が施設として観光施設条例掲載されております。指定管理につきましては、この6つをまとめてではなく、この中のどれか一つであっても指定管理ができるっていうふうな考え方でございまして、この中の部分的であっても指定管理をできるものとするという考えをとっております。全部をまとめてではありません。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井恒翁君）** 三本松のテニスコートの関係、確かに条例に載っております。この関係につきましては、相手方と町とで賃貸契約という形で結ばれております。実際にテニスコートとしての機能等はされておらないというようなことで、現在、この処理について相手方と協議をしております。契約の解除、あるいは用途変更、そういった中で、その話が決まりますまでは契約がされておりますので、一応、条例上も落とすわけにはいかないということで載っております。

できるだけ早く方向性を出して、結論を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第85号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第6 議案第85号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。1番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 1 番、榎本です。

大体、条例の中に必ず文言が出てくるのが「町長が定めたもの」、この中のところにですけれども、第 5 条の 3 のところに、「その他町長が特に必要と認めた場合」という文言が大概の条例に出てきます。この御泉水自然園にかかわります場合は、どういう場合が町長が認めた場合というふうに想定されるのか伺います。

それと実は、この次に第 2 条、戻りますが、第 2 条のところに、新しい「新」のところを参考に見ますと、第 2 条の 2 項のところに、「自然園及び白樺高原スキー場内に設置したオリエンテーリングコースの参加料」っていうことを徴収するものが、今回加わるんでしょうか。このオリエンテーリングコースというのは、どういうところを指しているのか、その場所を教えてください。

もう一点は、第 6 条に、植物を採取したり、もしくは損傷をしたりと、いろいろやってはいけない行為を明記されていますが、これをやはり管理するということが今回加わってくるのか、その 3 点をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） はい、お答え申し上げます。

まず、減免の関係で、町長が特に必要と認めた場合ということかということでございますけれども、具体的に、こういうときにというものがあるわけではございません。その都度その都度、必要が生じたときに減免することができるように、こういう表現で定めてあるということでございます。

それから、オリエンテーリングコースにつきましては、モデルコースというものはございます。ただ、コースにつきましては、オリエンテーリングを参加される方が、それぞれコースを設定もできたりします。フラッグといいますか、目印となるものは何カ所か既に設定をされておりまして、それを使ってオリエンテーリングを楽しんでいただくという内容でございます。

それから、第 6 条の管理の関係で、いろいろ制限を載せてあるということでございますけれども、こちらは特別、今までの管理に加えて、何らかの取り締まり的なことをやろうということを考えてるわけではなく、この施設が自然公園法の制限がかかる自然園であるということで、自然公園法から引っ張ってきて、行為の制限をこちらのほうに表記をしたということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに。6 番、田中三江君。

6 番（田中三江君） 6 番、田中です。

5 条の減免入園料の減免についてなんですけれども、減免、今の町長が特に必要と認めた場合で、その都度と今、課長お話いただきましたけれども、これ減免申請のことも一緒にうたっておくと、初めに申請をしておくといいと思いますので、減免申請も一緒に入れては、どうせつくる時でするので親切かなと思いますので、いか



がでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） こちらの減免の詳細につきましては、御泉水自然園条例の施行規則というものを定めまして、そちらのほうで減免の額でありますとか、手続等につきましては定めております。

したがいまして、こちらのほうの条例には載せていないということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番。今の榎本議員と田中議員との関係のお話の中で、今井課長の答弁との関係で、違うのではないだろうかということで説明申し上げますと、立科町の観光施設等使用料及び利用料減免規定というのがあるわけですね。これは改正が平成9年。ここに立科町御泉水自然園条例の適用範囲と。

先ほど、その都度その都度と言っておられますけども、適用範囲というのは定まっておる。町に住居を有する者でおおむね30人以上の団体、部落、単位の組織だとか、そういう適用範囲を決めて金額も定まると。50円割引額ね。

だから、その都度その都度の判断ではなくて、この範囲内の中で町長が認めるものという、こういう規定があるという。ありますよ、ちゃんと。これ、なくなっただけでいいでしょう、この規定。

議長（滝沢寿美雄君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） はい、お答え申し上げます。

先ほどご指摘の立科町観光施設等使用料及び利用料減免規定、こちらにつきましては、実は、これはこの改正と、先ほど申し上げました施行規則の施行にあわせまして、こちらの減免規定につきましては廃止をする予定でございます。それで、そこに載っております、減免規定のほうに載っております内容を、今回の条例の第5条の1号、2号ということで記載をしたものでございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第86号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第86号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第87号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第89号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ふるさと寄附金ですけども、191万円という形で入っております。ホームページを見ますと、ふるさと寄附金、今年度分のリンゴについては、準備数に達しましたので申し込みを終了いたしますというふうに表現されてて、10月27日以降に寄附の申し込みをいただいた方については、平成27年の秋にリンゴを送りますという表現になっておりますけども、かなりふえたと、ふるさと寄附金。

ちょっと内容を、こういう小口のふるさと寄附金だと思いますけども、件数がどのくらいなったのかということと、このリンゴを送付した、当初準備を予定してた個数というのは、大体どれを想定して予定されてたのか。現実、それが全て出っ払ったわけですけども、その内容について伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 6号じゃなくて。7号です。

終わりましたから。7号の10ページですね。9ページ、10ページでね。笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。

ふるさと寄附金の件数ですけども、現在129件。きのう、昨日までで129件の申し出がございました。平成25年度については25件ということで、もう何倍かにふえてると。その内訳は、7割、8割方、1万。それから、あと3万、5万、10万というような寄附をいただいている内容でございます。

それから、昨年25件というようなことで、本年はお返し、お礼のリンゴを30ケースから40ケースと、そういうことで手配をしておりました。

ですが、現在130に近くなると、こういうようなことで、そのまま追加をして手配をして、現在129件申し込まれているうちの、リンゴの希望については全て今年度中に送れると、こういうような状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 9月に、小宮山議員がふるさと寄附金について一般質問をされて、今回も田中議員がふるさと寄附金でやっておりますから、余りここで内容しませんが

も、町長は、ふるさと寄附金については、さきの小宮山議員のときには、うむっとこういう首をかしげてたような部分もありますけれども、5倍というもののその評価を町長はどのようにお考えか、それだけお伺いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 一般質問の前ぶりでいいかいなあ。本当申しわけないんですけども。

大変ありがたいことだと思ってます。もともと立科町はリンゴが人気ということではあったんですけども、昨年、一昨年あたりから、全国的にサービスの競争が始まっています。従来は、税金という考え方をずっとあったんですけども、今は産業振興だとか、地域振興というようなところに目を向けられております。これにはいろんなご意見があるんでしょうけども、国の官房長官なんかも拡充をしたいと。してもいいんだと。あの人、言いたしっぺですからね。そういうことも考えながら発言をされたというようなことが火をつけまして、大変どこにも、どこの自治体もふえてるようです。

私どもの町も、先ほどの今のこんなような状況で、リンゴだけではだめだということで、この前の小宮山議員さんの質問の中から、もう少しメニュー選べるようにしたらどうかというようなことで、今、研究はしておるんですが、いずれにしても今年度はちょっとできませんので、新しい制度はこれから仕上がってくると思えますけども、余り赤字にならなければどんどん出してもらったらいと思ってる、そういう感度に今、変わってきましたですね。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はありませんか。9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** はい、9番。

16ページ、保育料費で修繕料、木製フェンス等塗裝修繕、これ出てますが、まだできたばかりで、これ、こんなに早くにやり直さなきゃいけないなんていうのは、工事がいけなかったとか、そういうようなことはないのかなという疑問が生じるんですが、その辺の説明と、その下の旧保育園記念碑設置工事、これはどこへどのような趣旨で、どんな内容のものをどういうふうにつくるのかなということを教えていただきたいのと。

23ページの教育の寄附金で、200万円という篤志家の寄附で大変ありがたいことだと思うんですが、差し支えない範囲で、その方、その篤志家どんな方なのか。あるいは、どんな理由で寄附をしてくださったのか。また、どういうふうにする予定なのかということをお願いしたいと。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中谷園長。

**たてしな保育園園長（中谷秀美君）** はい、お答えいたします。

未満児室前のテラスの前のウッドデッキなんですけれども、雨風が当たるところは、やはり劣化とか腐敗しておりまして、子供たちにとげが刺さったりとかして危

険が生じてきています。なので、今回計上させていただきました。

**議長（滝沢寿美雄君）** 記念碑、記念碑も、記念碑はいいですか。宮坂教育次長。

**教育次長（宮坂 晃君）** はい、お答えします。

旧保育園3園統合されて2年たつわけですけれども、今、最後に卒業した生徒が小学校2年ということになるかなと思います。

実は、その旧3園の跡地ですが、利用が決まってるところもあるし、決まってないところもあるわけですけど、いずれにしてもなくなってしまうと。人間っていうのやっぱり、よって立つところ、あかしてっていうの、やっぱりぜひ残してほしいという気持ちは誰にもあると思うんですね。小学校も、跡地にはちゃんと石碑が建っております。同じように3園につきましても、ああいうようにか、ここにそういう自分の魂のふるさどがあったというあかしを、石碑として残したいということでございます。

それからもう一つ、23ページの200万円ですけれども、ちょっとお名前等については、ここでは差し控えさせていただきますけれども、ぜひ立高の振興のために使ってほしいという趣旨でいただいております。

これにつきましては、いろいろ使い道等考えたわけですけれども、立科高校の中に町営の進学塾をつくりたいという方向で今のところ考えております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに。9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** この修繕料、雨風の当たるところなんていうのは、これはもう設計がもとと悪いんであって、設計士のほうに責任持ってもらうような形でできないのかと。このぐらいのことは当然、設計士がわかってなきゃいけないことじゃないのかなというふうに私は思います。

それと老婆心ながら、4園の跡地に建てるということなんですが、確かに思い出だとか、いろんなものがありますから、次長おっしゃるように、それに建てるのはいいことだと思いますが、これ処分したり、また貸し出したり、いろんなものがあるもので、この辺上手に考えていただいて、処分したり何かしたりするときにも邪魔にならないように、いろいろそれが足かせにならないように考えておいてやっていただければというふうに思います。はい、ありがとうございました。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑ございませんか。2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** まだ1点ですが、11ページの交通安全管理費ということで、今回、安全対策費で道路反射鏡の改修工事ということで、33万6,000円ということで計上されています。当初予算の中で、この工事費請負費の中で、カーブミラーの整備ということで43万6,000円が計上されていますよね。

当然これは、当初では、新しく設置をするもの。それから、今回載せた33万6,000円ということ、改修工事ということで載せられてるわけですね。この違いがどこ

にあるのかっていうのは、多分、ご緒言どおりだと思うんですが、一つは、この安全対策上からいって、カーブミラーの補修とか、こういうものでなると、当然、壊れた時点で保証がされていないと、安全上問題ではあるのではないかと。

だから、その辺のところの改修ということの意味合いはどこにあるのか。あわせて、このカーブミラーとか、こういうものの維持管理はどう行われているのかということをお聞きします。

特に先ほど申し上げたように、安全対策上からいくと、即その場で壊れたものなり、改修をするものは、即対応しなきゃならない、そういうことになるかと思うんです。当然それらは、対応できるような予算の組み立てを当然しとくべきではないか、こういうように考えるわけですが、その辺についてお聞きをします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井恒翁君）** はい、お答えいたします。

最初におっしゃられました当初予算にというのは、既に改修等を、設置等必要で、予定をされてる箇所について計上をさせていただいております。

今回改修ということなんですが、地域のほうからどうしても危険だということで、今、議員さん言われるように、来年まで待つておるいうわけにもいかない。現状見れば、交通量もあったり、設置はされておるんですが、有効に活用できない。こういうような中で、今回改修費を計上させていただきました。

補修等はその都度、予算をできるだけ使わないように、小さいものから大きいものに変える場合、小さいのが余ってくると、そういうのは小さな交差点へまた使うというようなことをやりながら、工夫をして改修のほう、補修のほうしております。

維持管理につきましては、地域の皆さんを含めて、安協でも年1回、全部カーブミラーを磨くというような作業もしております。町のほうでも、町内を見回る中で、割れてる等あれば改修に向けて進めるというようなことでやっておるのが実情でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに。2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** 2番、森本です。

先ほど、一般給与の条例改正のところ、ちょっとこの補正予算にかかわる関係で申し上げちゃって申しわけないところではありますが、給与改正の制度改正によって、今回の補正の中で財源として必要なのは570万円ほどということで説明があったかと思うんですが、この表で、何ページですかね、29ページの給与改定に伴う増減分とか、それから制度改正に伴う増減分、これらを足し込むと460万ほどの金額になるかと思うんですが、その差額分というのはどこかを見ればよろしいのか、ちょっとお答えをお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井恒翁君）** この補正予算、第7号に載っております468万円ほどは一般会計分

ということで、このほかに、ご承知のように特別会計、企業会計等ございます。そちらのほうの負担でなっておる職員給与については、それぞれの特別会計等のほうで計上になっていると、ということでお願いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 6番、田中です。

17ページですけれども、民生費の一番初めの給料、6人ということで今回載っておりますけれども、予算で見ると5人だったと思う。ことしの予算5人であつてるかと思うんですが、1人ふえているのでしょうか、職員が。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 済みません、ちょっと調べさせてください、はい。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） はい、10番、宮下です。

9ページですけれども、不動産売払収入の今回の若草保育園の駐車場を売却することですが、若草保育園は企業誘致っていうか、企業のあそこの候補地にもなつてるんですが、これを売却する理由を。部分的に売ると余り企業誘致には不向きになるおそれもありますけれども、この売却に至った理由についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。

土地の売却につきましては、旧若草保育園の舗装がされている西側の駐車場、隣の工場敷地と隣接をしている土地でございます。この土地につきまして、構図等調査をいたしましたところ、今まで駐車場として使っておりました土地が、全部町のものではなくて、隣接者の土地を駐車場として使用をしていた。一部分ですけれども、あつたということで、本来ですと、その部分、舗装を剥いで現況復帰をしてお返しをするというのが当然のことだと思ひますけれども、おわびを申し上げたところ、買収をしてもいいというような話の中で、その駐車場を1画を売却することになったという経過でございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 16ページ、民生費になります。この中で、臨時福祉給付金給付事業、これの今の現状を、また進みぐあいをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） はい、お答えいたします。

これにつきましては、国のほうの考え方に基づきまして、当町でもそれを実施して取りまとめをしてるということの中で、期限的な部分については、12月1日をもって取りまとめを終了してるということでございまして、その間、町民に関係すると思われる皆様方には通知を申し上げて励行を図り、また町民に周知する部分に

おいては、広報とか有線とか、いろんな部分で媒介を通して周知した経過でございます。

結果の申請率等については、今、現在の中では取りまとめ、最終のものの数字、こちらに持ち合わせてございませんけれども、かなり率とすればアップする結果となったということで、この場ではご報告させていただきたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はありませんか。5番、西藤 努君。

**5番（西藤 努君）** 同じく17ページで、町民課長にお聞きします。

高齢者福祉事業費の中で、今回、シロアリの駆除とか、あんしんをシロアリ駆除したという説明ですが、これ、多分調査はもちろんしたんですが、ほかの施設、ほかの施設もやはりシロアリっていうのは危険性あるので、その調査状況わかりましたら教えてください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 羽場町民課長。

**町民課長（羽場幸春君）** ただいまの質問ですけれども、これは今回載せさせていただいたのは、高齢者共同住宅あんしんということで、現状、現実的にあらわれてしまったということで、緊急性を持ちながらやったということでございますけれども、他の施設と申しますと、ご質問の中で、私どもの管轄している公共的な福祉施設というふうに捉まえてよろしいかどうか。

その件については、現状利用している中で、状況等については施設管理の関係から、そういう部分にも目を向けてやっておるところでございますけれども、現実、畳を持ち上げてとか、そういう動作を踏まえての調査というようなことは現在いたしてございません。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。あ、はい、笹井総務課長。

**総務課長（笹井恒翁君）** 先ほどの田中議員さんの保育所の職員数でございますけれども、当初予算では8名ということで予算計上してございます。5名という議員さんのご指摘だったんですが、当初予算上では8名ということで載っております。

それで、1号補正でといたしますか、予算編成後、2人職員が退職をしているということで、1号補正で6名に変更をして減額をしてございます。今回、残りの6名について、給与改定による差額を計上しているということでお願いをしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第90号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第10 議案第90号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算

(第2号)についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第91号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第11 議案第91号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第92号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第12 議案第92号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第93号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第13 議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第94号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第14 議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 請願第4号～日程第18 陳情第7号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第15 請願第4号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出を求める請願から、日程第18 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についてのご意見をお持ちの方の発言を許します。



ご意見はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案、請願及び陳情については、お手元に配付しました議案付託表及び請願・陳情文章表のとおり、各常任委員会及び常任委員会へ付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び請願・陳情文章表のとおり、各常任委員会の付託を決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後すぐ全員協議会を開きたいと思っておりますので、皆さん、第1委員会室へお願いをいたします。

なお、午後2時より、第1委員会室において、社会文教観光常任委員会を開催します。委員及び関係職員は出席を願います。

（午前11時00分 散会）